

第5期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

部会名	自立支援協議会（全体会）	回数	第2回
日時	2016年9月15日（木）	13時30分～	15時30分
会場	中野区役所7階 第9会議室		
検討内容			
<p>◆会長あいさつ</p> <p>相模原市でおきた事件で19名の方が命を奪われ27名の方が負傷された。厚生労働省が施設における事件の検証及び再発防止検討チームを立ち上げ、中間の取りまとめを発表した。</p> <p>1964年の東京パラリンピックでは選手は病院やリハビリテーションセンターから参加することが多く、海外の選手と話題にも違いがあったが、今回のリオデジャネイロパラリンピックではアスリートとして世界に肩を並べる存在になった日本選手の姿がみられた。</p> <p>9月1日に児童発達支援、放課後等児童デイ、療育相談を実施する療育センターゆめなりあが開設した。区内南部に新しい社会資源が誕生した。</p> <p>◆副会長あいさつ</p> <p>中野区社会福祉協議会では様々な地域推進の為多岐にわたる事業を展開している。この会を含めて地域の方に事業内容を伝えることとしたい。</p> <p>1 相談支援機関会議報告</p> <p>◆第27回（6月29日開催）事例総数44件</p> <p>実施機関に関して問題となったケースが数件あった。東京都はGHに都加算があるが、中野区が実施機関でなくなると都加算の対象とならないため、施設側の負担が増える。そのため相談支援機関が先に事情を確認し、実施機関を明確にしてサービスの申請等を受け付ける必要がある。</p> <p>今までは通過型GHでは空床や交流室の補助があるため、通過型を選択する法人が多く、地域移行する機会がなく、通過型でそのまま生活されている入居者も多かった。最近は滞在型GHの運営法人が増えている。</p> <p>◆第28回（7月27日開催）事例総数34件</p> <p>GHの空室状況を確認できるツールが少ないという意見があった。</p> <p>家庭内暴力について事例報告あり。家庭で対応できず施設や病院を転々として入所先を探しているケースがあった。</p> <p>《意見交換概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞在型GHと通過型GHの違いは何か →滞在型GHは家賃補助のみある長期滞在型。通過型GHは家賃補助、空床保障、交流室の家賃補助があり優遇されているが、精神障害の方に限られている。入居者は原則3年以内に地域移行をしなくてはならないが地域移行する機会がなく継続して居住している方も増えている。 ・課題の抽出後、具体的な解決方法を考える時期にきているのではないか。個別の事例を全体会で解決していくことは難しいと思うが、方向性だけでも全体会で確認してはどうか。 →相談支援機関会議では地域の中の課題を抽出して自立支援協議会に提起しているが、個々のケースについては関係機関が連携して問題解決を図っている。 ・事務局から解決策を提案してほしいが、それが難しいのであれば自立支援協議会の進行自体を見直し、報告を聴く場ではなく解決する場とする必要がある。 			

(様式1)

- どの部会で（課題に対し）具体的にどのように着手しているかという補足説明があるとよい。
 - 全体会での話し合いを各部会に持ち帰り検討する形にした方がよい。
 - 課題を整理しながら、区のとらえ方や課題の補足について報告していただきたい。
- 課題に対して区のとらえ方を伝える場ではなく、地域の課題について委員の意見を伺う場であると考えている。委員が議論しやすい形で課題を提起できればよいと考えている。
- 行政だけで解決できる問題ではないので、様々な立場で参加している委員が本協議会で意見を出し合い解決策を導いていきたい。
 - 昔と比べて、今は相談支援事業所が整い、相談ができ、課題が取り上げられる状況にある。
 - 協議会には、すこやか相談支援事業所から相談員を招き、詳細を聴き取ってはどうか。また、（課題を）検討する場合の事務的な機能も行政だけでなく、部会長・副部会長で検討する場を年に数回もってはどうか。
 - 課題により制度をつくらなければ解決できないものと連携で解決できるものに分けられると思う。
 - 相模原の事件も自治体の中で情報が分断され、共有ができていなかったことが問題だといわれており、我々も留意していかなければならない。
 - 金銭管理が問題となっている事例が複数ある。成年後見制度でなくても自立支援サポート等で契約という形で金銭管理ができる場合がある。

2 相談支援部会報告

◆今年度の活動予定について

8月17日に第2回部会を開催した。3部会合同セミナー開催、相談支援専門員の交流会、障害者理解と成年後見制度の理解を深める勉強会の開催する等今年度の事業活動予定を確認した。江古田3丁目に設置予定となっている地域生活支援拠点の説明を受けた。

昨年度は発達障害の勉強会で当事者の方を招いた。支援者とは違った視点での気づきがあった。

支給決定されサービスを利用したいと希望しても移動支援等ヘルパーが派遣できず利用できないという実態がある。支給決定された時間数と利用時間数の実績の差を確認したいという意見があった。

3 地域生活支援部会報告

◆今年度の活動予定について

8月9日に第1回部会を開催した。9月13日に第2回部会開催。新しい部会員を5名迎え本協議会や部会の過去の活動内容を説明し、今年度の活動予定を確認した。9月28日に今年度第1回目の世話人さん情報交換会をえはらハイツにて開催し、12月12日に大家さんセミナーを開催する予定である。

4 就労支援部会報告

◆今年度の活動予定について

9月20日に第1回部会を開催する予定である。前期までの課題解決と個別ケア会議からニーズを汲み取り課題解決に向けて議論する。

5 居宅系事業者連絡会、ユニバーサルデザイン推進審議会報告

◆居宅系事業者連絡会、ユニバーサルデザイン推進審議会報告について

(様式1)

8月30日に第1回を、9月12日に第2回のユニバーサルデザイン推進審議会を開催した。同審議会は区民が13名、学識経験者が4名の計17名の組織である。すべての区民が住みやすい街作りを念頭におき条例化を図ることを目的としている傍聴可能な審議会である。自立支援協議会会員も傍聴していただきたい。次回は10月17日19時から21時に開催される。

6 施設系事業者連絡会について

◆今年度の活動予定について

7月21日に第1回連絡会を開催した。リスクマネジメントについて意見交換を行った。事業所によりリスクマネジメントの方法に差があり、職員の階層別にもリスクマネジメントの差がある。

今年度も施設間交流研修を実施する予定である。10ヶ所ほど派遣希望事業所があり、多いところでは3名から4名の研修生を受入れる。

7 報告事項

◆障害福祉計画の平成27年度実績について

事務局より、資料に基づき「障害福祉計画の27年度実績」について説明。

《意見交換要旨》

・計画相談の作成及びモニタリングに関して、相談支援専門員は何人いて、モニタリングを含めて計画相談のサービスを受けている方は区内に何人くらいいるのか。

→計画相談のサービスを受けている方は1,620人。計画作成済の方は1,487人。利用率は72%となっている。

・就労移行支援・就労継続支援の利用者が増えている。B型施設を直接利用できるアセスメント実習を含めた移行を一時利用したケースも含まれているのか。

→区内では9人が5日間アセスメント実習を受けており延べ人数は45人である。

◆障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について

意見交換やパブリックコメントを実施し作成する予定である。当協議会からも意見を伺う。

→本協議会委員からも意見があれば、意見交換会に参加することができる。

◆その他

・前回の会議で質問のあった精神障害の方の都営・区営住宅に入居する際の条件について

→都・区ともに24時間の支援体制を必要としてはいない。ただ、常時介護が必要な者が、介護者なしに単身では入居できない。

7 その他

◆相模原市の事件について

「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」より前日に中間報告があった。

今回は厚生労働省が措置入院を行った大学病院と市、施設からヒアリングを行った。検証したのが、措置入院中の診療内容や容疑者の状態の判断だった。生活歴の把握や心理検査を実施していないということが問題で、退院後も家族のいる八王子市ではなく、相模原市に住んでいた。

(様式1)

綿密な診療内容の検討、社会復帰に向けたプログラムの作成等退院後のサービス利用等について検討がされていなかった。

措置解除時の対応としては退院後の支援は不要とされ、相模原市も病院に内容を確認せずに措置を解除し、退院後の指導等も実施がなく、八王子市への個人情報保護の観点から情報提供もなかった。

施設としては監視カメラを増設し対策を思ったがモニターが1台しかなく防犯カメラを常時監視できる体制にはなっていない。施設の周りを塀で囲むようなことをすれば地域共生社会推進の観点を揺るがしてしまう為、検討課題として地域一体となった開かれた社会という方向性は維持するよう努めた。

入院中から措置解除まで患者が医療、福祉等の支援を継続的に受け、地域で孤立することなく安心して生活を送れるように事件の再発防止につなげる。

《意見交換要旨》

- ・報道機関等では特異な人が起こした事件だと取り挙げられていることが気になる。障害のある方たちの人権を軽視しているように思える。
- ・報道機関としてもこの事件をどのように扱って良いのか戸惑いがあった模様である。マイナスなメッセージの同調者への警告、差別ということで共生社会が建前になってしまうことの抑止を報道機関等に求める。
- ・犯行時の精神状態を刑法第39条鑑定の鑑定結果をもとに明確にしてから、責任能力の有無を確認しそれから報告をしないのか。
- ・鑑定結果は待つことになっている。いつ鑑定結果が出るのかはまだ情報が来っていない。

○情報提供

- ・東京都立中野特別支援学校より、11月9日に平成28年度第2回学校公開、支援者連絡会を開催する。
- ・中野区より、10月7日に中野区内通所事業所合同事業説明会を開催する。

備考	次回日程 11月14日(月) 13:30～ スマイルなかの4階多目的室
----	-------------------------------------